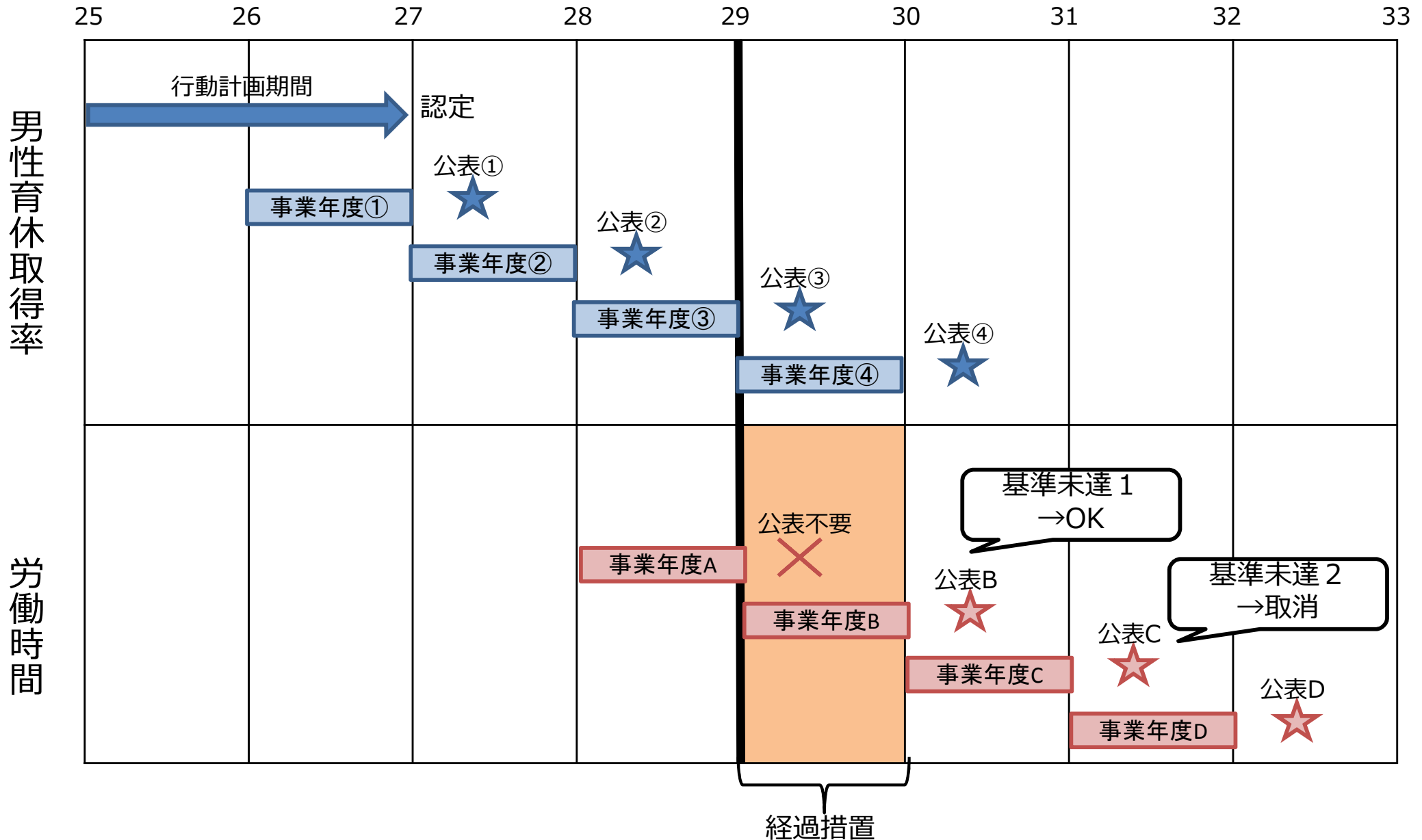


# 労働時間の公表に係る経過措置について

「公表を行う日の属する事業年度の前の事業年度」の実績を公表するため、  
 施行日前の実績を含む平成30年度中は、新設された労働時間の公表を猶予する。



※公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が基準を満たしておらず、  
 その公表後1年以上経過した公表においても基準を満たさない場合、プラチナくるみん認定が取り消される。